高知大学医学部附属医学教育創造センター規則

（令和４年５月 31 日
規 則 第 １５ 号）

最終改正　令和７年３月 11 日規則第 80 号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第22条第２項の規定に基づき、高知大学医学部附属医学教育創造センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　センターは、専門的見地から医学教育に関する企画及び支援を総合的に行い、医学部における医学教育の発展と向上に資することを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　医学教育の改善に関すること。

(2)　カリキュラム実践の支援に関すること。

(3)　カリキュラムの管理及び運営に関すること。

(4)　医学教育の研究及び開発に関すること。

(5)　その他センターの目的達成に必要なこと。

（組織）

第４条　センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1)　センター長

(2)　副センター長　２人

(3)　その他必要な職員

（センター長）

第５条　センター長は、医学部長が指名し、学長が任命する。

２　センター長は、センターの業務を掌理する。

３　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第６条　副センター長は、医学部の基幹教員のうちから、センター長が指名する。

２　副センター長は、センター長を補佐し、センター長に支障があるときは、その職務を代行する。

３　副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター運営委員会）

第７条　センターの円滑な運営を図るため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会については、別に定める。

（事務）

第８条　センターの事務は、医学部・病院事務部学生課において処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附　則

１　この規則は、令和４年６月１日から施行する。

２　この規則の施行後、最初に指名されるセンター長及び副センター長の任期は、第５条第３項及び第６条第３項の規定にかかわらず、令和６年３月 31 日までとする。

附　則（令和７年３月 11 日規則第 80 号）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前から在職する副センター長は、この規則による改正後の高知大学医学部附属医学教育創造センター規則により指名されたものとみなす。